## エネルギー消費量等報告制度についてのお知らせ



気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を 作り上げていくため、京都市では、2050年までに「二酸化炭素排出量正味ゼロ」 が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和2年12月に京都市地球温暖化対策条 例を改正しました。

これに伴い、一定規模以上の床面積の建築物(事業用途)を所有又は使用されてい る方を対象とした、エネルギー使用量の削減を目的とする「エネルギー消費量等報告 制度」を開始します。

## エネルギー消費量等報告制度について -

- 準特定事業者(事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合 計が1,000㎡以上であるものの所有者又は使用者の方。ただし、京都市地球 温暖化対策条例で定める「特定事業者」は本制度の対象外となります。)を対象と した制度です。
- 事業活動に伴うエネルギー消費量及び省エネに関する取組状況等を年1回報 告いただく必要があります。報告に基づき京都市から準特定事業者の皆様へ省工 ネのヒントとなる情報などをお返しします。
- **令和4年5月末頃に**, **令和3年度のエネルギー消費量等を報告**いただくことを 予定しています。
  - ※ 事業活動で使用された電気、ガス、灯油、重油の1年間の消費量等を 報告いただくことになります。利用明細等により購入量を記録しておい てください。なお、裏面に報告書の見本を参考に掲載しています。
- 詳細につきましては、令和3年冬頃にWEBセミナーの開催やリーフレット等 の配布を行います。

(担当) 京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 5 階

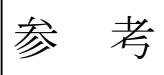
 $T \to L : 075-222-4555$ FAX: 075-211-9286 担 当: 準特定事業者担当



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

令和3年3月 京都市印刷物 第024945号 発行:京都市環境政策局地球温暖化対策室





(要綱第8号様式)

## エネルギー消費量等報告

(宛先) 京都市長			年	月 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地) 〒			報告者の氏名(法人にあっては、	名称及び代表者名)
			連絡先(担当部署,担当者及び連絡	先)
<b>宣郑市地</b> 球温暖化	対策条例策の	条第1項第7号に	電話番号 一	_
規定する特定事業			電子メール	@
			規定により提出します。	-
実績の年度		<del>为年日末第17頁</del> 0	が足により促出しより。	
業種		8		
事業所の名称				
事業所の所在地				
事業所の延床面積				m²
消費量(年間) 電気			7	k W h
太陽光発電量(年間)			kWh 太陽光パネル設置容量	k W
ガス 消費量(年間)				m³
灯油消費量 (年間)				L
重油消費量(年間)				L
省エネ等に関す	る取組状況	(該当する回答項	[目に「レ」又は「■」を]	記入)
省エネ・再エネ	□ 省エネ診断を受診したことがある。			
に関する取組	□ 建物の照明は全てLEDである。			
3	□ 空調の設定温度を適正に管理している(夏28℃,冬20℃)			
8	10 10	奥気設備, 給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。		
		:ネに関する目標を設定している。		
□ 再生可能エネルギー由来100%の電力料金プランを契約している				ンでいる。 -
環境に対する取組	<ul><li>□ EMS(環境マネジメントシステム)を導入している。</li><li>□ 社員に省エネ・環境に関する取組を励行している。</li></ul>			
	□ 社員に日エイ・環境に関する収組を励打している。 □ エコマーク商品や再生紙等環境に配慮した製品を優先して購入している。			
フロン対策	□ エアコン,冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。			
310 31 32 32 33 4 3 14	□ エアコン (業務用) には法律で定期点検の義務がある事を知っている。			
e a la la company				
その他、省エネに				
関する取組事項等				